The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	台湾における移行期正義の変遷 一促進転型正義委員会条例をめぐる真実と和解の政治学一
Author(s)	孫, 雲之鵬
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/88131
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（孫雲之鵬）	
論文題名	台湾における移行期正義の変遷 －促進転型正義委員会条例をめぐる真実と和解の政治学－

論文内容の要旨

1987年に始まった台湾民主化の途上で大きな問題として浮上したのが二二八事件や白色テロを含む権威主義体制期の負の遺産の精算であった。過去の人権侵害を取り扱う分野は移行期正義と呼ばれるが、台湾では李登輝政権期にその試みが始まった。その後、台湾の移行期正義事業は政権交代を経ながら展開し、蔡政権下での「促進転型正義条例」（以下、促転条例）の制定によって一定の帰着点を見いだしたと言うことができる。移行期正義といった場合、まず想定されるのは人権侵害の真相究明、責任者処罰、被害者の名誉回復、賠償・補償など過去に関わる正義の回復であるが、一方、その重要な機能に歴史的記憶の共有と継承、分断社会における和解、人権教育など未来に向けた不正義の予防がある。促転条例とそれを中心とした蔡英文政権下の移行期正義がそれらを含む包括的な枠組みとなったのは、移行期正義が台湾政治の過去の問題を扱うのみならず、未来の台湾社会の構想に関わるものだったからに他ならない。

台湾の移行期正義が長期に及んだ背景には台湾特有の複雑さがあった。その第一は民族的多様性である。台湾社会は原住民社会の上に清朝時代から第二次世界大戦後にかけての3度に及ぶ漢族の移住が重なり、「多族群社会」と称される多民族社会へと発展した。漢族といっても出身地方はさまざまである。第二は歴史の複雑さである。スペインやオランダの統治を経て、日清戦争後日本の植民地となり、植民地支配と同化政策への抵抗から、漢民族と住民の民族的境界を超えた新たな「台湾アイデンティティ」模索の動きが生まれた。そして、国共内戦から冷戦を背景として成立した分裂国家の権威主義体制の時代、1947年の二二八事件は、多数派である本省人（第二次世界大戦前すでに台湾に住んでいた漢民族移民とその子孫、たとえばホーロー（閩南）人、客家人）と少数派である外省人（第二次世界大戦後、国民党政府による台湾接収の後に渡来した漢民族移民とその子孫）の対立、いわゆる「省籍矛盾」を露呈するに至った。その亀裂はその後続いた白色テロによってさらに深まり、今日の台湾政治にも濃い影を落としている。第三は、冷戦期権威主義体制をめぐっての国民の評価の違いである。政治的安定や経済発展といった実利を重視するのか、自由・人権・民主主義といった理念を重視するのかで権威主義体制の見方も異なってくる。民主主義が定着した後も、台湾政治の主要テーマとなった台湾アイデンティティをめぐるエスノポリティックスが移行期正義の議論に強い影響を与えてきた。「藍」「緑」両陣営がそれぞれの移行期正義政策を通じてそれぞれのイデオロギーの影響拡大を図ろうとしたため、どちらが政権を取るかによって事業の内容が異なったものになった。

こうした流れの中で、2018年は台湾における移行期正義にとっての大きな転換点となった。というのは、2017年12月に、民進党が多数を占める立法院の決議により、公的な移行期正義委員会、すなわち促進転型正義委員会（以下、促転委員会）の設置を定めた促進転型正義条例が成立したからである。同委員会は半年後の2018年5月31日に正式に発足した。この委員会の発足によって、台湾の移行期正義は、李登輝政権以来の限定的事業の時代から「台湾民間真

相興和解促進会」（以下、民間TRC）の運動を経て、国家主導による包括的事業の時代に入ったことになる。促転条例が定める活動は、公文書の開示、権威主義を想起させるシンボルの撤去、不正義が行われた場所の保存、司法的正義と歴史的真実の回復による社会的和解の促進、不当に得られた党有財産の処理およびその運用など幅広い。それは台湾における長年の移行期正義への取り組みを集大成したものと言うことができ、民間TRC主導時代の歴史究明と真相調査を重視する応報的正義に、「原住民族」を含む多民族間の和解に取り組もうとする修復的正義の要素を加味した包括的なアプローチをとっている。

本論文の目的は、台湾の移行期正義の変遷を台湾現代政治の文脈に位置付けて理解することにある。上述したように、国民党と民進党は台湾移行期正義という課題にそれぞれ異なるアプローチをとってきた。それが、促転条例によって移行期正義のそれまでの流れを一本化し、過去表出した台湾社会内の諸対立を調整し、台湾現代政治を一歩推し進める役割を果たしている。国際的にも標準化されつつある移行期正義の事業が台湾独自の文脈においては特別な機能をもつに至ったのである。その独自性こそが、通常短期的、限定的に実施される移行期正義が台湾においてかくも長きに及ぶ軌跡を描いて実現されたことを説明する。また、国際的な移行期正義研究から見れば、移行期正義が各国の文脈に置かれることで非常に異なる役割を果たす可能性を持っていることが示唆されるのである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　孫　雲之鵬　）		
	（職）	氏　名
論文審査担当者	主 査　教授	松野　明久
	副 査　教授	蓮生　郁代
	副 査　准教授	南　和志

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、30年以上に及ぶ台湾の移行期正義の変遷を描くとともに、その紆余曲折が台湾現代政治と深く関係するものであったことを明らかにしたものである。国際的な移行期正義研究の中では台湾の移行期正義はほとんど研究されていない。一方、台湾現代政治研究においては各政権期の移行期正義事業を個別に論じたものが多く、全体の流れを包括的に論じたものはない。そうした研究の現状において、本論文が問題を包括的に論じるアプローチを採ったのは、対立と妥協を繰り返しながら30年間続いてきた台湾の移行期正義に見られる収斂の方向性を捕捉することに主眼があるからであり、そこに本論文の特徴と意義がある。また、従来の一般的な移行期正義のモデル、とりわけ真実和解委員会のモデルからすればあまりに長期にわたる台湾の事例は例外に属するが、その理由となった台湾特有の事情を明らかにする上でも、スパンを大きくとったアプローチは有効であった。

本論文は4章より構成される。

第1章は、移行期正義がもつ幅広い射程の中でも、本論文の着眼点が、台湾の移行期正義の特徴を示すことになる真実と和解をめぐる事業にあることを述べ、次に先行研究を概観している。研究は主に台湾と日本でなされており、政権毎に打ち出された移行期正義事業をめぐって、法的、政治的、歴史的、社会的な観点から評価を行っているものが多い。

第2章は、台湾の移行期正義の射程を論じている。移行期正義が扱う問題として植民地時代、先住民族（台湾では「原住民族」）、二二八事件（1947年）、白色テロ（1947-1987年）を挙げている。

第3章は、国民党李登輝政権期（1988-2000年）に始まった限定的な移行期正義の事業が、民進党陳水扁政権期（2000-2008年）に記念事業等へ射程を広げつつも少数与党の政権として反発も多かったこと、そして国民党馬英九政権（2008-2016年）となって責任追及の方は緩めながらも国際人権条約への加盟等制度改革を進めたことでそれを補ったことを論じている。しかしながら、被害者及び遺族にとってはそれまでの移行期正義は不十分であって、それが民間の真実和解委員会の設立を促したと論じる。台湾政治との関連では、大国中国の台頭と台湾の外交的孤立を背景として、李登輝が移行期正義の目的を台湾人団結を促す台湾アイデンティティの推進にあると表明し、独立を支持する傾向が強い新興中産階級へ国民党が独占していた党財産を配分する等の措置を進めたことを論じている。

第4章は、議会多数派を制した民進党蔡英文政権（2016年-）がそれまでの移行期正義事業を集大成し、促進転型正義条例（移行期正義法）を制定し、促転委員会（移行期正義委員会）を設置したことで、移行期正義が大きく展開するに至った過程とその事業内容を論じている。蔡英文政権時代の移行期正義のもうひとつの特徴は、先住民族との和解を進めたことであり、台湾現代政治との関連では、国民党に対する責任追及を緩めながら、台湾アイデンティティを協力に推し進めるため先住民族との和解に力を入れたと論じている。

本論文は、台湾の移行期正義の最新の状況を盛り込み、日本語・英語による研究が行われていない部分を含んでいる。研究のスパンを大きくとって全体の流れ・方向性を明らかにするという野心的なアプローチはこれまでになく、高く評価できるものである。移行期正義の諸事業の詳細な記述に比べ、台湾政治との関係の掘り下げ方には課題を残しているが、全体としては力作であり、分析にも十分意義が認められる。そのため、審査委員会は一致してこの論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。